

輸入食品に対する検査命令の実施について(オランダ産セルリアック)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
オランダ産セルリアック及びその加工品	ジフェノコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、オランダ産セルリアックから残留基準値を超えてジフェノコナゾールを検出したため検査命令を実施するもの。

\* 殺虫剤

<参考1>

オランダ産セルリアックのジフェノコナゾールに係る違反事例

1. 品名:生鮮セルリアック

輸入者:株式会社いちい

届出数量及び重量:30カートン、150 kg

検査結果:ジフェノコナゾール 0.04ppm (基準値:0.01ppm)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成18年12月1日

措置状況:流通状況調査中

2. 品名:生鮮セルリアック

輸入者:株式会社ローヤル

届出数量及び重量:30カートン、150 kg

検査結果:ジフェノコナゾール 0.02ppm (基準値:0.01ppm)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成18年12月6日

措置状況:流通状況調査中

<参考2>

オランダ産セルリアックの輸入実績

平成18年1月1日~12月5日:速報値

届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
182	47,733	24	2

\* 検査件数は、残留農薬に係る件数、違反件数はジフェノコナゾールに係る件数